

補助事業の実施にかかる Q & A

Q 1 (通信費)

患者情報共有システムへの接続後の通信費は補助対象となるか。

A 1 本事業の目的は、医療連携システムへの加入医療機関を拡大させていくことを目的とした医療機関に対する初期投資（整備）に対する支援です。
ご質問の通信費は、維持経費に該当するため、補助対象外です。

Q 2 (ネットワークシステムの整備)

新たに患者情報共有システムを整備するに合わせて、当該補助を利用することは可能か。

A 2 患者情報共有システム本体の整備は、当該補助事業では対象外です。
ただし、患者情報共有システムの新規整備と同時に各医療機関が連携(情報提供)するため当該補助事業を活用することは可能です。

Q 3 (情報を閲覧する病院や診療所)

情報を閲覧する病院や診療所も連携機関として対象施設となるか。

A 3 情報開示（提供）する医療機関にサーバー設置等の経費を支援する事業です。
情報を閲覧する病院や診療所は対象外です。

Q 4 (電子カルテ)

この機会に電子カルテの導入をしたいが補助対象となるか。

A 4 電子カルテの導入経費は対象外です。ただし、電子カルテから情報出力のためのシステム改修経費は、当該補助事業の対象となります。

Q 5 (説明会経費)

患者情報共有システムとの接続にかかる関係機関との運用ルール調整や研修会等の経費（謝金や旅費）は対象となるか。

A 5 補助の対象外です。

Q 6 (入札)

事業の実施にあたって、特定の業者に対する随意契約で構わないか。

A 6 事業実施のために締結する契約（納品等）については、一般競争入札に付する等地方公共団体における手続きに準拠してください。

ただし、患者情報共有システム（ネットワーク）に加入するにあたり、システムの互換性の確保のため、やむを得ない場合はこの限りではありません。

（その旨の理由書を添付してください。）

Q 7 (事業期間)

年度途中の募集であるが、今年度中に納品が必要か。

A 7 令和5年度事業であるため、令和6年3月31日までの納品が必要です。

Q 8 (県外医療機関の参画)

県内の医療機関と連携する県外の医療機関は対象になるか。

A 8 本事業は、医療介護総合確保促進法に基づく兵庫県計画に基づき実施する事業で、県内医療機関の支援を基本としています。補助対象団体は、県内の医療機関のみとしています。

なお、別紙の採択基準に示す患者情報共有システムへの加入（連携）施設が10以上とする要件については、県内、県外を問いません。